変更した事項
光度　実効光度一、四〇〇カンデラ
光達距離　一〇・〇海里
記事　一　附属施設　副灯三個
(一)　灯質　モールス符号白光毎一二秒にU（・・―）
(二)　光度　実効光度一六〇カンデラ
(三)　光達距離　六・〇海里
(四)　高さ　平均水面上から灯火まで六・九メートル（本灯の北東方約一九〇メートル及び南西方約二三〇メートル、南西方約二三〇メートル及び北西方約七二メートルに設置されるもの）
(五)　設置場所　本灯の北東方約一九〇メートル及び南西方約二三〇メートル、南西方約二三〇メートル及び北西方約七二メートルに設置されるもの）
(六)　記事　副灯三個の灯火は、本灯に同期している。

名称　石狩湾港北防波堤北端工事区域A灯浮標
位置
所在地　北海道石狩湾港（石狩湾港中央ふ頭LNG桟橋シーバース灯の北北西方約二・一キロメートル）
北緯　四三―一三―四五
東経　一四一―一七―一三
変更年月日　平成二十七年八月二十六日
変更した事項
位置
所在地　北海道石狩湾港（石狩湾港中央ふ頭LNG桟橋シーバース灯の北方約二・一キロメートル）
北緯　四三―一三―四六
東経　一四一―一七―二〇
変更年月日　平成二十七年九月一日

名称　石狩湾港北防波堤北端工事区域B灯浮標
位置
所在地　北海道石狩湾港（石狩湾港中央ふ頭LNG桟橋シーバース灯の北方約二・三キロメートル）
北緯　四三―一三―五三
東経　一四一―一七―一五
変更した事項
位置
所在地　北海道石狩湾港（石狩湾港中央ふ頭LNG桟橋シーバース灯の北方約二・二キロメートル）
北緯　四三―一三―五〇
東経　一四一―一七―二一
変更年月日　平成二十七年九月一日

名称　石狩湾港北防波堤北端工事区域C灯浮標
位置
所在地　北海道石狩湾港（石狩湾港中央ふ頭LNG桟橋シーバース灯の北方約二・二キロメートル）
北緯　四三―一三―五一
東経　一四一―一七―二六
変更した事項
位置
所在地　北海道石狩湾港（石狩湾港中央ふ頭LNG桟橋シーバース灯の北方約二・二キロメートル）
北緯　四三―一三―五〇
東経　一四一―一七―二五
変更年月日　平成二十七年九月一日

名称　石狩湾港北防波堤北端工事区域D灯浮標
位置
所在地　北海道石狩湾港（石狩湾港中央ふ頭LNG桟橋シーバース灯の北方約二・〇キロメートル）
北緯　四三―一三―四三
東経　一四一―一七―二四
変更した事項
位置
所在地　北海道石狩湾港（石狩湾港中央ふ頭LNG桟橋シーバース灯の北方約二・〇キロメートル）
北緯　四三―一三―四五
東経　一四一―一七―二三
変更年月日　平成二十七年九月一日

名称　中之作港東防波堤灯台
位置
所在地　福島県中之作港（東防波堤外端）
北緯　三六―五七―二〇
東経　一四〇―五七―一八
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十七年九月一日

名称　博多港中央航路第五号灯標
位置
所在地　福岡県博多港第三区（博多港西防波堤北灯台の西北西方約二・四キロメートル）
北緯　三三―三七―四六
東経　一三〇―二一―三五
変更した事項
位置
所在地　福岡県博多港第三区（博多港西防波堤北灯台の西北西方約二・四キロメートル）
北緯　三三―三七―四八
東経　一三〇―二一―三五
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十七年九月二日
記事　一時位置変更中のところ位置及び記事変更のうえ復旧

○原子力規制委員会告示第十二号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十二条の八第一項の規定により、次に掲げる者を同項の登録検査機関として登録したので、同法第四十五条の二第二号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第二十九条の規定に基づき公示する。

平成二十七年九月二十九日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

氏名又は名称	住所	検査業務の内容	登録した年月日
株式会社放射線管理研究所	東京都品川区東五反田二丁目二〇番四NOF高輪ビル	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十二条の八第三項の施設検査及び同法第十二条の九第三項の定期検査に関する業務	東京都品川区東五反田二丁目二〇番四NOF高輪ビル　平成二十七年九月十六日

○原子力規制委員会告示第十三号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十二条の十の規定により、次に掲げる者を同項の登録定期確認機関として登録したので、同法第四十五条の二第二号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第四十三条の規定に基づき公示する。

平成二十七年九月二十九日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

氏名又は名称	住所	定期確認業務の内容	定期確認業務を行う事業所の所在地	登録した年月日
株式会社放射線管理研究所	東京都品川区東五反田二丁目二〇番四NOF高輪ビル	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十二条の十の定期確認に関する業務	東京都品川区東五反田二丁目二〇番四NOF高輪ビル	平成二十七年九月十六日